

## 厚木市病後児保育事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、病気等の回復期にある児童を適切な処遇が確保される施設において、集団保育及び家庭での保育が困難な期間一時的に保育する事業（以下、「病後児保育」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の例による。

### (実施主体)

第3条 病後児保育の実施主体は厚木市とする。ただし、病後児保育の実施については、法第34条の18第1項の規定による届出を行った者であって、かつ、第5条に規定する基準を満たすものに対し委託することができる。

### (対象児童)

第4条 病後児保育の対象とする児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 厚木市内に居住し、又は厚木市内の認可保育所、認定こども園若しくは小規模保育事業若しくは家庭的保育事業を実施する施設に在籍し、病気等の回復期にある月齢5箇月から小学校3年生までの児童

(2) 集団保育が困難であり、かつ、病後児保育を利用する保護者（以下「保護者」という。）の勤務の都合、傷病、事故、出産又は冠婚葬祭等社会通念上やむを得ない事由により、家庭での保育が困難な児童

(3) 次のいずれかに罹患している児童で、病後児保育を実施する施設（以下「実施施設」という。）が受入可能と判断した症状であること。

ア 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等の乳幼児が日常罹患する疾病

イ 喘息等の慢性疾患

ウ 骨折、火傷等による外傷性疾患

エ その他実施施設が受入可能と判断した疾患

### (実施施設)

第5条 実施施設は、保育所、認定こども園、病院、診療所又は小規模保育事業若しくは家庭的保育事業を実施する施設（以下「保育所等」という。）に付設された専用スペース又は専用施設であって、次の各号のいずれの基準も満たすものとする。

(1) 保育室の面積は、原則として対象児童1人当たり、1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を下回らないこと。

(2) 対象児童を静養させ、又は隔離することができる機能を有する観察室又は静養室を有し、対象児童1人当たり1.65㎡以上の面積であること。

(3) 専用又は兼用の調理室を有すること。

(4) 感染防止のために出入口、便所及び手洗い設備が保育所等の設備とは別に設けられていること。

(5) 対象児童の養育に適した施設として、事故防止及び衛生面に配慮されていること。

(6) 看護師、准看護師、保健師である職員又は助産師である職員を1人以上かつ対象児童おおむね3人につき保育士である職員を1人以上配置すること。

(7) 病後児保育に従事する職員は、利用の少ない日等において、地域の保育所又は小規模保育事業若しくは家庭的保育事業を実施する施設に対し、感染症流行状況及び予防策等

の情報提供、巡回支援等を適宜実施すること。

(8) 対象児童の症状急変等の事態に備え、緊急時の協力医療機関が確保されていること。

(定員)

第6条 実施施設の対象児童の定員は、3人以上とする。

(保育時間等)

第7条 実施施設の保育時間は、平日は午前7時30分から午後6時30分まで、土曜日は午前7時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

2 実施施設の休業日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

3 前項の規定にかかわらず、実施施設が休業日を変更する場合は、市長の許可を受けなければならない。

(利用方法)

第8条 病後児保育を利用しようとする者は、原則として利用しようとする日の前日までに、実施施設に対し利用予約を行い、厚木市病後児保育事業利用申請書により実施施設に申し込むものとする。ただし、利用者が定員に満たない場合で実施施設に特に支障がないときは、利用当日に申し込みすることができるものとする。

2 前項の規定により申し込みする者は、かかりつけ医等から厚木市病児・病後児保育利用医師連絡票の発行を受け、実施施設に提出しなければならない。

3 病後児保育の利用期間は、原則として休業日を除く連続した7日以内とする。ただし、対象児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況等により特に必要と認められる場合は、7日を超えて利用できるものとする。

(利用の制限)

第9条 実施施設は、対象児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、病後児保育の利用を拒み、又は中止することができる。

(1) 対象児童が伝染性の疾患を有し、他の対象児童への感染のおそれがあるとき。

(2) 対象児童の病気の症状が重く、実施施設での受入れが困難なとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施施設の管理上やむを得ない理由が生じたとき。

(留意事項)

第10条 実施施設は、病後児保育の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 対象児童の体温の管理その他健康状態を適切に把握すること。

(2) 手洗い等の設備の設置等、衛生面への十分な配慮により、他の対象児童及び職員への感染を防止すること。

(3) 対象児童の受入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種をするよう保護者に助言すること。

(費用負担)

第11条 保護者は、別表に定める病後児保育事業利用料（以下「利用料」という。）、給食費及び厚木市病児・病後児保育利用医師連絡票発行手数料を負担しなければならない。

2 保護者は、利用料及び給食費を実施施設に対し利用する日に、厚木市病児・病後児保育利用医師連絡票発行手数料を発行医療機関に対し発行された日に、それぞれ支払うものとする。

(利用料の減免)

第12条 実施施設は、保護者が生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯に属する場合に、利用料2,000円を減免することができる。

2 前項の減免を受けようとする者は、あらかじめ実施施設に対して階層区分連絡の同意書を提出しなければならない。

3 実施施設は、必要に応じて厚木市保育料決定通知書(変更通知書を含む。)又はその写しの提示を利用者に求めることができる。

(公費助成)

第13条 市長は、実施施設が前条第1項の規定により利用料の減免をしたときは、実施施設に対して当該減免額に応じ助成することができる。

(記録等)

第14条 実施施設は、病後児保育を利用した対象児童の利用期間中の状況について、個人記録票等に記入し、保護者に当該状況を報告するものとする。

(報告等)

第15条 実施施設は、病後児保育の利用状況等について市長に報告するものとする。

2 実施施設は、保育中に事故が生じた場合は、特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成27年2月16日付け府政共96号・26初幼教30号・雇児保発0216第1号通知)に従い、速やかに市長に報告するものとする。

3 市長は、病後児保育の適正な実施のために必要があると認めるときは、実施施設に報告を求め、又は職員に実施施設に立ち入らせることができるものとする。

(研修)

第16条 病後児保育に従事する職員は、職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について(平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添5に定める研修を受講し、資質の向上に努めるものとする。

(書類の整備)

第17条 実施施設は、第5条に規定する実施施設に該当することが分かる保育所等である旨の必要な書類を整備するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

別表（第11条関係）

病後児保育事業利用料（日額）

児童1人当たりの利用料（日額）	2,000円
-----------------	--------

給食費（各階層共通）

主食及び副食代（日額）	300円
-------------	------

厚木市病後児保育利用医師連絡票発行手数料（各階層共通）

1件当たり単価（消費税込み）	1,500円
----------------	--------